

コンプライアンス態勢整備の状況

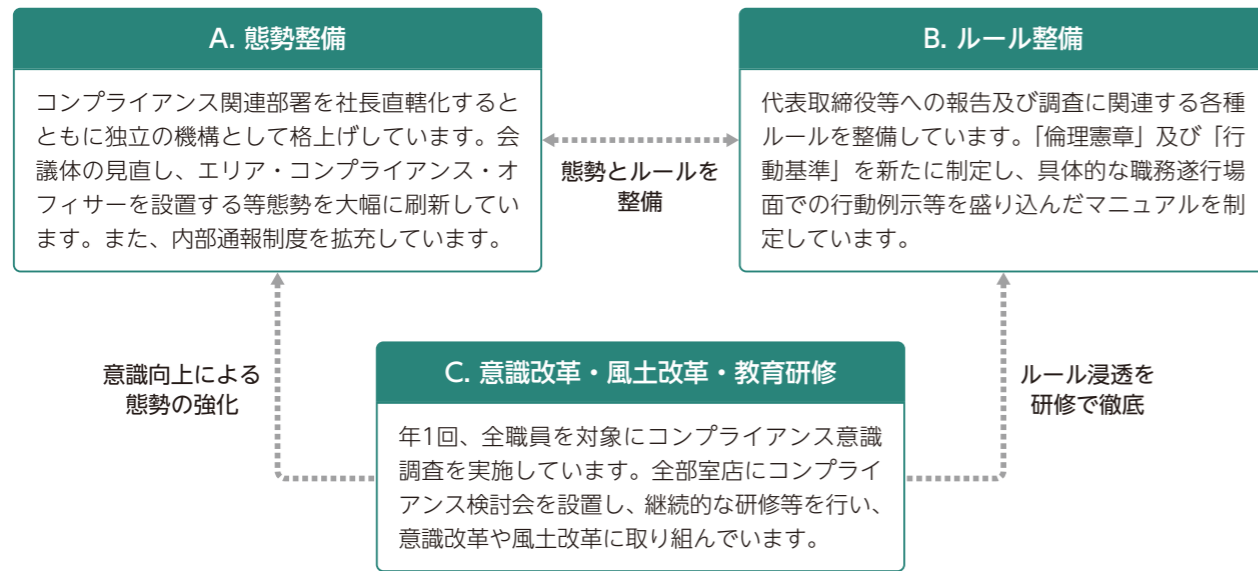
危機対応業務等における不正事案を受けたコンプライアンス態勢整備の取組状況

2016年に公表した危機対応業務の不正事案等につきまして、お取引先をはじめ、株主や国民の皆さまに多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを改めて深くお詫び申し上げます。

商工中金では、かつての不正事案の根本を①危機対応業務における内部統制システムの未整備と過度な業績プレッシャー、②危機対応業務の「武器」としての利用、③不正行為を惹起した本部や経営陣の姿勢とコンプライアンス意識の低下、④ガバナンス態勢の欠如、であったと認識しています。これらの認識を踏まえ、態勢を整備し、職員のコンプライアンス意識も着実に向上してまいりました。

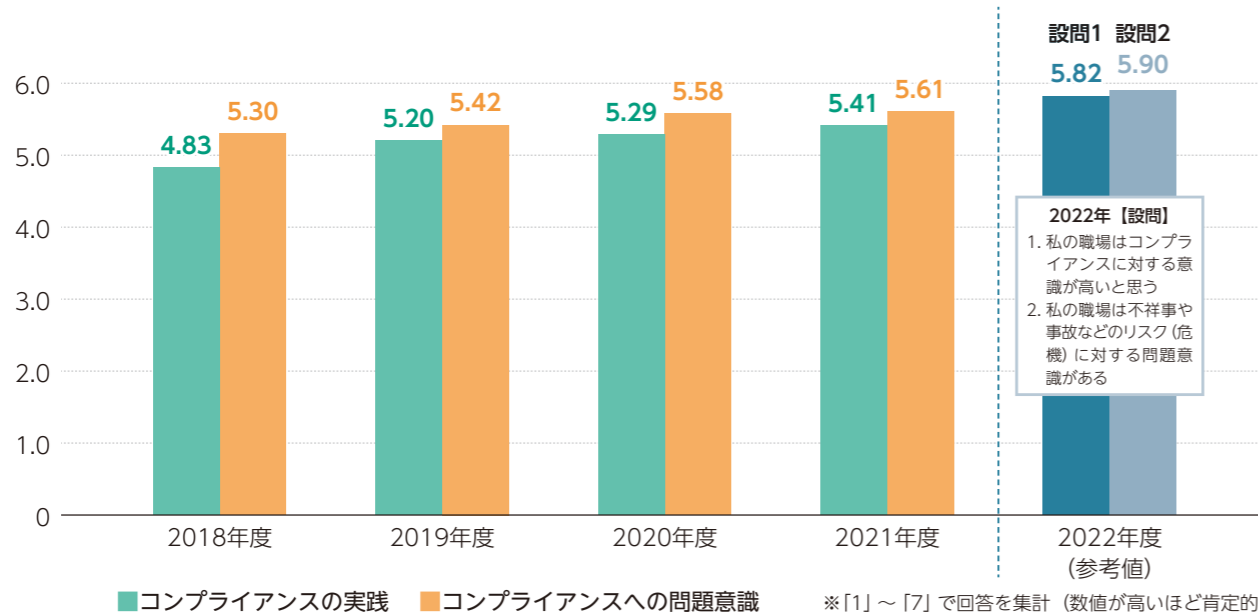
今後は、全社一律の取組みから、各部室店の課題に応じた自律的な取組みの推進へ転換し、本部主導から各部室店が企画・検討、運営を実施する「自律的なコンプライアンス」への取組みを目指していきます。

◆ 事案後の組織づくり 3つの取組み

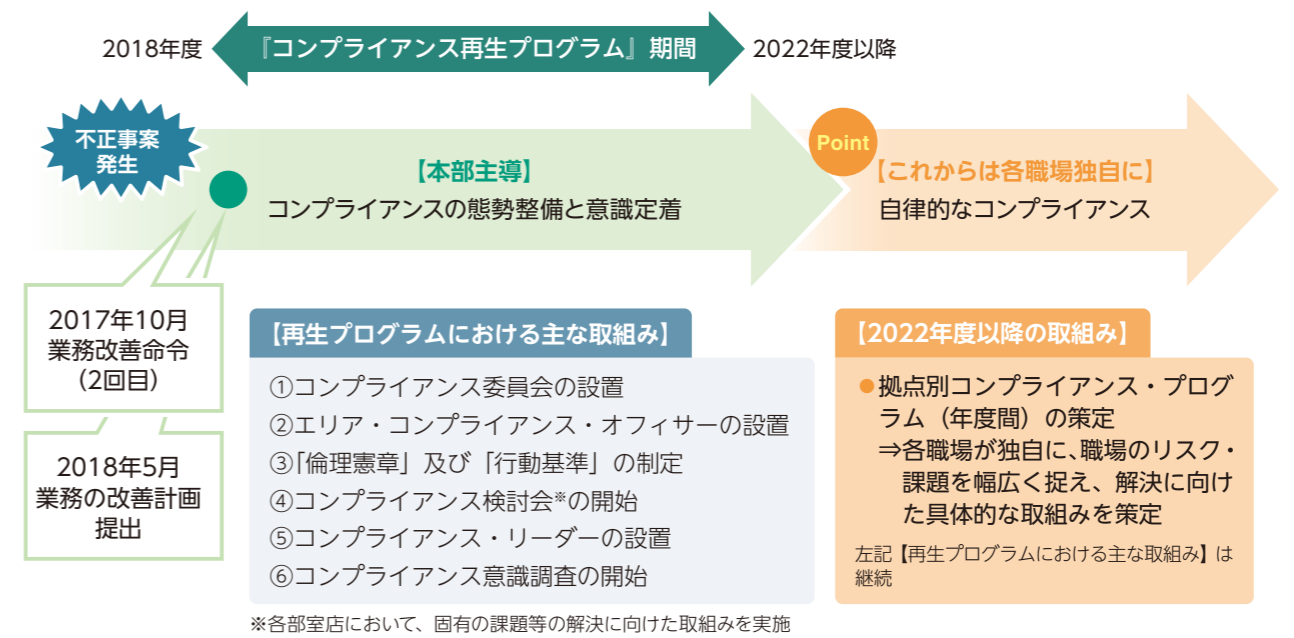


◆ コンプライアンス意識の変化

2018年度以降、毎年職員のコンプライアンス意識の調査を実施。(2022年度は、調査方式を変更したため、参考値扱い)



◆ 不正事案発覚後の取組み【今後の取組イメージ】



● 拠点別コンプライアンス・プログラムにおける取組みの一例

自律的なコンプライアンスに向けた取組みとして、「拠点別コンプライアンス・プログラム」を各々の職場で策定し、実行しています。こちらでは、実施した取組みを紹介します。

仙台支店

職員のSDGsに対する意識を高める取組みとして、地元の「広瀬川」の清掃活動を行いました。
職員の家族も参加し、コミュニケーションの活性化にもつながりました。



副都心営業部

他地域に比べて、マネロンリスクが高いという課題認識のもと、新宿警察署にご協力いただき、職員向けのマネロン講習を実施しました。



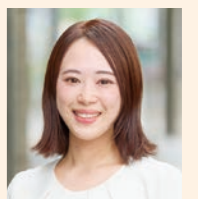
INTERVIEW

コンプライアンス・リーダー

コンプライアンス・リーダーとは、各部室店におけるコンプライアンスに関連する活動全般の推進役です。拠点別のコンプライアンス・プログラム策定・実行にとどまらず、拠点を越えた取組みの共有も行っています。

私は、コンプライアンス・リーダーとして、同僚がリラックスして気楽に話せるよう遊び心もある場の提供を心掛けています。コンプライアンスを職員一人ひとりに身近に感じてもらえるようにすることが私の目標です。

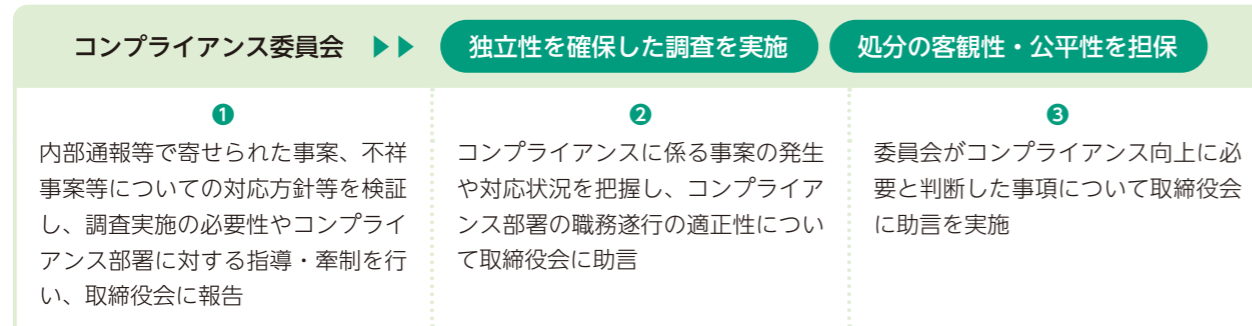
大森支店 伊澤 花織



コンプライアンス委員会

◆コンプライアンス委員会の役割

コンプライアンス委員会は取締役会から委任を受けて以下①～③の対応を実施しています。人事処分等を伴う事案は全て委員会に諮られ、客観性や公平性を担保し、適切な処分となるよう指導・牽制も行っています。



◆コンプライアンス委員会のメンバー

コンプライアンス委員会のメンバーは、取締役会により選任され、委員長は外部弁護士である委員の中から、互選により選出されています。

コンプライアンス委員会	委員長	石川 貴教 (森・濱田松本法律事務所 弁護士)
	副委員長	中村 克己 (国広総合法律事務所 弁護士)
	委員	中谷 肇 (株式会社商工組合中央金庫 副社長執行役員)

◆コンプライアンス委員会の活動状況

原則毎月開催し、外部弁護士のもと、丁寧に各種議題を精査しています。2018年度には、委員会メンバー(委員長・副委員長)のもと委員会付議プロセスを検証するモニタリングを開始し、効率化を図りつつ、委員会への付議漏れを防ぐ役割を担っています。

- **モニタリング内容**：毎月の委員会に加え、別途、委員長及び副委員長(外部弁護士)によるオペレーショナル・リスク事象のモニタリングを実施しています。委員会に付議すべき案件に漏れないか等の確認をリスクベースで行い、必要なものは委員会に付議を指導する等プロセスの検証も行っています。

【オペレーショナル・リスク事象のモニタリング】

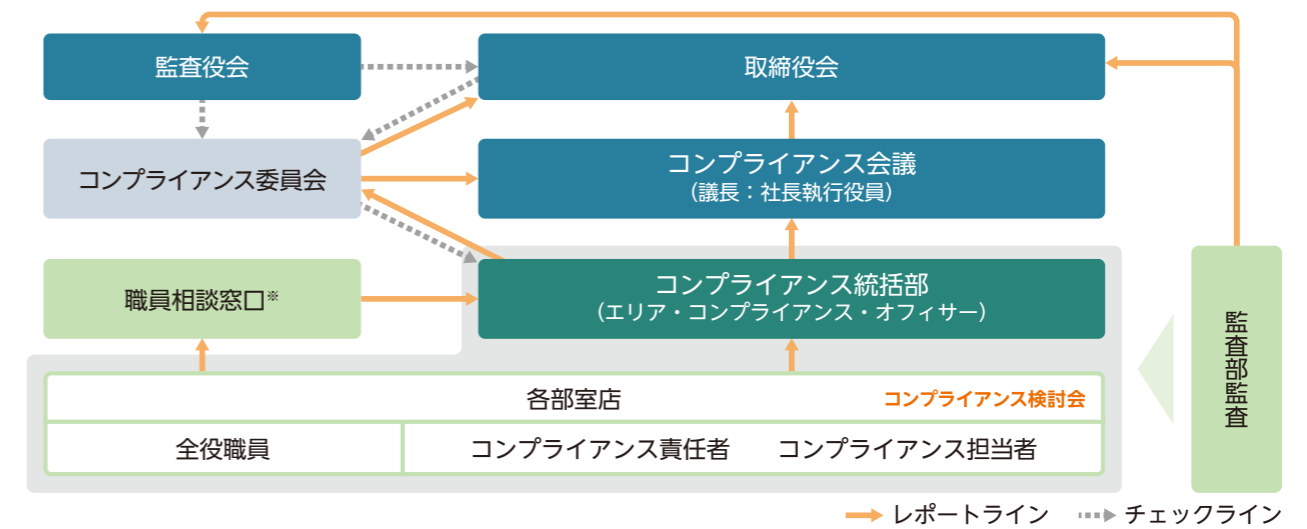
- ▶ 前月発生したオペレーショナル・リスク事象のモニタリング(一定数を無作為抽出)
- ▶ コンプライアンス上のリスクがあると判断される事案の調査結果や再発防止策の策定状況を検証し、コンプライアンス委員会へ付議しなかった事案の判断適否を確認(必要に応じ委員会に付議を指示)

コンプライアンス委員会

●委員会・モニタリング開催回数

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
コンプライアンス委員会	21	13	13	12	12
モニタリング	7	12	13	12	12
合計	28	25	26	24	24

◆コンプライアンス態勢図



※商工中金では、不正行為や内部規定違反、ハラスメント等の早期発見と是正を図る目的で、社内外に職員相談窓口を設置し、幅広く通報や相談を受け付けています。

犯罪収益移転防止法並びにマネー・ロンダリング、テロ資金供与、拡散金融対策

2020年4月にマネー・ロンダリング等防止態勢高度化のために金融犯罪対策室を設置。関連する法規制を踏まえて、外国送金取引等の確認の徹底、お取引先の情報の整備及び特殊詐欺等犯罪の防止など、マネー・ロンダリング等の防止態勢の強化に取り組んでいます。

マネー・ロンダリング等の防止態勢の強化は国際的な潮流です。今後も金融機関に対して態勢整備の強化が求められます。商工中金も重要な経営課題の一つとして、態勢の高度化に引き続き取り組んでいきます。

日本をはじめとする国際社会にとって、マネー・ロンダリング等の対策の重要性は近年益々高まっており、商工中金においても、政府の関係省庁と連携しながら、複雑化・高度化するマネー・ロンダリング等の手口に対応し、有効に防止することができるように対策を進めています。

◆顧客管理(カスタマー・デュー・デリジェンス)

金融機関には、マネー・ロンダリング等を有効に防止することができるよう、個々のお客さまの取引の目的や職業・事業内容などの情報を把握すること、また、その内容を最新の内容に保つことが求められています。商工中金でも、2019年度より、取引のあるお客さまに、これらの情報提供を定期的にお願ひしています。

◆外国送金

外国送金の対応にあたっては、わが国政府及び国際機関、外国政府当局から、マネー・ロンダリングや国内外の各種法規制に抵触していないか、厳格に取引内容等を確認することが求められています。そのため、商工中金でも、お取引の内容やお客さま及びご送金先の情報等について、資料等のご提出をお願いしています。

反社会的勢力の排除

金融機関として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するために、反社会的勢力を金融取引から排除していくことが求められています。

商工中金では、コンプライアンス統括部を反社会的勢力の排除に係る統括部署とし、各部室店には反社会的勢力責任者を配置する等、反社会的勢力排除に向けた態勢を整備し、警察や弁護士など外部専門機関とも連携して反社会的勢力との関係遮断、取引排除に取り組んでいます。